

「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則の
一部を改正する内閣府令案」に関する意見募集結果について

令和5年12月4日
内閣府大臣官房公益法人行政担当室

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令案については、令和5年9月27日から10月26日までの間、国民の皆様から御意見を募集したところ、13件の御意見をいただきました。

いただいた御意見と当該御意見に対する内閣府の考え方については、以下のとおりです。

御意見をお寄せいただいた方の御協力に厚く御礼申し上げます。

※御提出いただいた御意見について、提出者が特定される内容、意見募集内容と直接関係のない部分等について形式的な修正を行っております。

御意見	御意見に対する内閣府の考え方
<p>改正されるまでの期間におけるルールとなるようですが、その期間において認定取消された公益法人に不都合が生ずる可能性があります。</p> <p>例えば以下場合、正味財産の増加がなく、財産的裏付けの無い金額が算定されてしまいます。</p> <ul style="list-style-type: none">外部借入によって公益目的保有財産を購入した場合、公益目的保有財産が増加するが公益目的増減差額が同額マイナスとなり公益目的取得財産残額に影響はないはずだが、この改正により公益目的増減差額のマイナスが消されることによって公益目的取得財産残額が増加する。	<p>お示しいただいた事例等について、今後の制度運用に当たり参考にさせていただきます。</p> <p>実際に公益認定の取消し等があり、公益目的取得財産残額が実態以上に増額又は減額されていることが判明した場合には、認定法施行規則第50条に従って適正な額に調整することとなります。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・ 所有権移転外ファイナンス・リースを公益目的保有財産として資産計上した場合、上記の外部借入と同様に公益目的取得財産残額が増加する。 	
<p>今回の改正は、別表 H の手引きの改訂のうち P. 48 (イ) にのみ対応するものであり、(ウ) に関する「混乱」が解消できていないと考えます。</p>	<p>改訂前の定期提出書類の手引き 48 頁の (ウ) の趣旨は、公益目的に係る 3 号～6 号財産は、公益目的に使用するために現に使用又は保有している財産を指しており、公益目的増減差額に含まれるところ、これらの帳簿価額の合計額よりも公益目的増減差額が下回っている状態は、法人の実態と乖離していることから、その是正を求めるものです。</p> <p>今回の府令改正の趣旨を踏まえ、手引きの改訂を行いましたので、併せて御確認ください。</p>
<p>公益目的増減差額について、「その額が零を下回った場合にあっては、零」とするのは、次の点で問題である。</p> <p>1. 具体例</p> <p>現金預金（公益目的増減差額） 100 正味財産（公益目的取得財産残額） 100</p> <p>公益目的取得財産残額が上記の状況において、公益目的保有財産となるリース資産 1,000 を取得したとする。</p> <p>現金預金（公益目的増減差額） 100 リース資産（公益目的保有財産） 1,000 リース債務 1,000 正味財産（公益目的取得財産残額） 100</p>	<p>お示しいただいた事例等について、今後の制度運用に当たり参考にさせていただきます。</p> <p>実際に公益認定の取消し等があり、公益目的取得財産残額が実態以上に増額又は減額されていることが判明した場合には、認定法施行規則第 50 条に従って適正な額に調整することとなります。</p>

<p>この場合、公益目的取得財産残額の計算は、次のようになる。</p> <p>公益目的増減差額の計算上、公益目的保有財産の増加額は、認定法規則 48 条 3 項 2 号二に基づきマイナスするため、公益目的増減差額は、現行通り計算すると、$100 - 1,000 = \blacktriangle 900$ となる。そして、公益目的保有財産 1,000 と合算することで、結果的に公益目的取得財産残額は 100 となる。(負債を財源として公益目的保有財産を取得しても、正味財産が増加しているわけではないため、公益目的取得財産残額も 100 のまま。)</p> <p>他方で、改正案のように、本来 $\blacktriangle 900$ のはずの公益目的増減差額を零にした場合、公益目的取得財産残額は、1,000 となる。これは、正味財産(公益目的取得財産残額)が 100 から増加していないにも関わらず、公益目的取得財産残額が 1,000 と計算されるため、明らかに問題である(正味財産 < 公益目的取得財産残額という矛盾が生じる)。</p> <p>2. 認定法との関係</p> <p>公益目的取得財産残額の増加は、認定法 30 条 2 項 1 号に規定の通り、公益目的事業財産の取得しかない。公益目的事業財産に関しては、認定法 18 条 8 号に「前各号に掲げるもののほか、当該公益法人が公益目的事業を行うことにより取得し、又は公益目的事業を行うために保有していると認められるものとして内閣府令で定める財産」と規定されているが、今回の改正である「公益目的増減差額を零とする」(認定規則 48 条 2 項 1 号かっこ書き)という規定は、認定法 18 条 8 号に該当していると読むことはできない。</p> <p>今回の認定規則の改正内容は、公益目的事業財産の取得がないにも関わらず、実質的に公益目的取得財産残額が増加するような計算方法(上記例であれば、+900 する計算)であり、認定法の規定(18 条、30 条)と整合しない規定の内容であるため問題である。</p>	
<p>公益目的増減差額について、「その額が零を下回る場合にあっては、零」とするのは次の点で問題がある。</p>	<p>お示しいただいた事例等について、今後の制度運用に当たり参考にさせていただきます。</p>

<p>1. 具体例</p> <p>(1) 現行の計算の場合</p> <p>3月決算法人 6年3月期 公益目的増減差額 ▲100とする。</p> <p>6年6月の総会において、認定規則26条1項8号の規定に基づき、6年3月期の公益の赤字を補填するため、法人会計から100利益を繰入とする。</p> <p>現行の規定で計算すると、6年3月期は、公益目的増減差額は、▲100であり、7年3月期において、6年6月の総会決議に基づき、公益目的増減差額が+100され、結果として、7年3月期では、公益目的増減差額が零となる。</p> <p>(2) 新しい計算の場合</p> <p>仮に公益目的増減差額が、マイナスの場合に零とする規定の場合、6年3月期の時点において、公益目的増減差額が▲100であったとしても、計算上は零となる。</p> <p>6年3月期の公益目的増減差額の計算上、マイナスを零にしたとしても、それはH表の計算であって、決算書上の公益会計の赤字がなくなるわけではない。そのため、会計上の赤字補填のため、6年6月の総会決議により法人会計の利益の繰入100を行ったとする（決算期としては、7年3月期の処理となる）。</p> <p>この場合、認定規則26条1項8号に基づき、さらに公益目的取得財産残額がプラス100となる。すなわち、赤字▲100に対して重複（6年3月期と7年3月期で重複）して公益目的取得財産残額の増加を認識することになるため、問題である。</p> <p>2. 認定法との関係</p> <p>公益の赤字が生じた場合、公益目的増減差額は減少するが、プラス残高が零に至るまでの間は、公益会計の中で赤字補填していることを意味している。そして、マイナス残</p>	<p>実際に公益認定の取消し等があり、公益目的取得財産残額が実態以上に増額又は減額されていることが判明した場合には、認定法施行規則第50条に従って適正な額に調整することとなります。</p>
--	--

<p>高になることは、公益以外から赤字を補填していることを意味しており、マイナス残高であることが認定法 30 条 2 項 3 号前段による控除を意味している。</p> <p>意見募集の概要において、認定法 30 条 2 項 3 号前段の額が「すでに除外されている」とあるが、これは公益目的増減差額がマイナスになることが前提となっているものであって、新しい計算規定によって、公益目的増減差額のマイナス残高を否定することは、認定法 30 条 2 項 3 号前段の控除額を無効化することを意味しており、認定法に抵触するため問題である。</p>	
<p>「リース資産は負債で取得した財産であり公益目的事業財産を支出して取得した財産とは言えないため 1 号財産に該当しない。そして、1 号財産に該当しないのであれば公益目的増減差額上の不整合は生じない」という解釈があるとされているが、当該解釈（負債で取得した資産は 1 号財産に該当しない）は誤りであると考え。</p> <p>なぜなら、負債で取得した資産は、公益目的事業財産を支出したわけではないため、1 号財産に該当しないという解釈をした場合、固定資産の対価をいつ支払ったのかによって、1 号財産に該当するか否かが変動することになり、現実的ではないためである。</p> <p>仮に当該解釈による場合、たとえば 3 月決算法人で、公益の財産 100 を 6 年 3 月に取得して 6 年 3 月中に負債 100 を支払った場合は、6 月 3 月期の 1 号財産に該当することになるが、6 年 4 月に負債 100 を支払った場合は、6 月 3 月時点では負債 100 であるため、6 年 3 月期において 1 号財産に該当しないことになる。（この場合、6 年 4 月に負債を支払ったため、7 年 3 月期に 1 号財産に該当することになる。）</p> <p>1 号財産の定義は、公益目的事業財産を「支出する」ことによって取得した財産であり、「支出した」ことによって取得した財産という定義ではない（認定規則 26 六、七）。すなわち、固定資産の支払いが完了したものだけが 1 号財産に該当するのではなく、「(将来的に) 支出する」ものも含めて 1 号財産に該当すると考える。</p>	<p>お示しいただいた事例等について、今後の制度運用に当たり参考にさせていただきます。</p> <p>実際に公益認定の取消し等があり、公益目的取得財産残額が実態以上に増額又は減額されていることが判明した場合には、認定法施行規則第 50 条に従って適正な額に調整することとなります。</p>

<p>遊休財産の保有制限の計算上、控除対象負債を控除するが、当該負債の控除計算は、2号財産だけを前提としているわけではなく、1号財産の場合も含まれていると考える。すなわち、遊休財産の保有制限の計算から鑑みても、1号財産について負債で取得することが想定されており、「負債で取得した財産は1号財産に該当しない」という解釈は誤りである。</p> <p>そして、負債によって1号財産を取得した場合、公益目的増減差額がマイナスになる状況がある。このような状況において、公益目的増減差額のマイナスを零とした場合、本来、公益目的事業財産が増加していないにも関わらず、H表の計算上、増加する結果となり、認定法30条2項の計算に抵触するため問題である。</p>	
<p>公益法人は認定法第5条2号において「経理的基礎（財政基盤）」を有することが認定の基準とされていることを踏まえると、公益目的取得財産残額を「ゼロ以上の概念」とする考え方については基本的に同意します。</p> <p>一方で、法人が公益目的事業会計と法人会計間で「内部貸借取引」として会計処理したうえで財務諸表を作成し、社員総会又は評議員会で承認をしている場合に、それを認定規則第26条第8号でいうところの「公益目的事業のために使用し・処分する旨を定めた」場合に法的に該当すると言えるのかについては疑問があります。</p> <p>また、仮に実態判断として「他会計振替」とみなすことが適切な場合があったとしても、その判断基準が曖昧では、実務上、「他会計振替」の会計処理の可否を判断することができず、結果として財務諸表等と公益目的取得財産残額（別表H）との不整合を生む可能性があると考えます。</p> <p>今後、財務諸表等から公益目的取得財産残額を算定する方向で検討が進められることも踏まえると、府令改正と同時に、FAQ等で「他会計振替」とみなす場合の考え方について、実務で判断できるレベルに落とし込んで周知を行うことが必要と考えます。</p>	<p>御指摘のとおり公益目的事業の実施のために必要な財源は適切に確保していただくことが重要であると考えますが、具体的にどのような財産が公益目的事業財産を構成するかについては、今後の制度改正の中で、より客観的な方法で把握できるよう、検討を進めてまいります。</p> <p>今回の府令改正は、公益法人の主たる目的である公益目的事業の実施に当たり、恒常的・恣意的に法人会計等から公益目的事業費を支出することで、公益目的取得増減差額の赤字を増加させることによる不公正を防止することを目的としています。</p> <p>実際に公益認定の取消し等があり、公益目的取得財産残額が実態以上に増額又は減額されてい</p>

	<p>ることが判明した場合には、認定法施行規則第 50 条に従って適正な額に調整することとなります。</p>
<p>認定法施行規則第 48 条の改正に反対する。(※内閣府注：以下冒頭の数字は意見募集概要の見出しを表す。)</p> <p>(3) (1) 「そして」から：</p> <p>公益法人を悪者と位置付けての理由である。このような特殊事項を想定は改正の理由としては不適切である。また、過去の増減差額のマイナスを補填するための寄附を認めるべきである。</p> <p>(3) (2)：</p> <p>寄附を受入れた場合は返済可能である。そもそも、「その事業年度の損益マイナスは切り捨て」という規定が公益法人の健全な運営を阻害している。「5 年間で収支均衡を図る」と検討されているが、これだけでは不十分である。</p> <p>(5) ※3 の前半：</p> <p>公益目的増減差額は、公益目的事業会計の損益計算（正味財産増減計算）を反映したものであり、損益がマイナスの場合の事業費の財源は、公益目的保有財産の減少又は外部や他会計からの借入等の負債によるものであり財源区分はわかる。なお、「財源がわからないことが認定法第 30 条第 2 項第 3 号前段に当たる額はすでに除外されていること」にはつながらない。</p> <p>※3 の後半：</p> <p>施行規則第 49 条は、公益目的取得財産残額は「公益目的増減差額」と「公益目的保有財産」の合計額としている。そして、認定法第 30 条で公益目的取得財産残額を定義しており、その中に第 2 項第 3 号前段が含まれているので、この規定は当然に施行規則第 49 条にも含まれる。施行規則は法律を前提としたものであり、法律規定を無視して</p>	<p>今回の府令改正は、公益法人の主たる目的である公益目的事業の実施に当たり、恒常的・恣意的に法人会計等から公益目的事業費を支出することで、公益目的取得増減差額の赤字を増加させることによる不公正を防止することを目的としています。毎事業年度における公益目的取得財産残額の把握については、今後の制度改革において、実際に使用する機会が限られ、難解で作成に手間がかかる別表 H を用いた公益目的取得財産残額の算定に替えて、①公益目的事業財産や公益目的取得財産残額概念・定義を再整理、②公益目的事業会計の区分経理を徹底、③取消し時点の財務諸表等から公益目的取得財産残額を算定できるよう、明確化・簡素化する方向で検討を進めます。</p> <p>現行制度では、認定法第 30 条第 2 項の公益目的取得財産残額の定義に基づき、認定法施行規則第 48 条から第 50 条の規定で認定取消し等の場合の公益目的取得財産残額が算定されることとなります。御指摘の※3 について、認定法施行規則第 48 条に基づく別表 H では、当該事業年度に公益目的事業費として支出した金額はすべて計上</p>

<p>規定されることはありえない。</p> <p>(7) について：</p> <p>認定取消し時に、公益目的財産残額を施行規則第 49 条及び第 50 条に基づき算定するのであれば、毎事業年度末の準ずる算定（H表）において、「マイナスの場合はゼロ」にするなど金額を加工することは不適切である。</p> <p>当事業年度末で公益目的増減差額がマイナス（例：△20）であっても翌事業年度で公益目的保有財産の減少（例：30）により増減差額がプラス（例：収支相償の場合は10）になることが考えられる。これを当事業年度でゼロ（実質的に増減差額の増額、例△20を0）にすると、翌事業年度では増減差額は（例では30）となり、当事業年度に増額した20が多くなるが、認定取消し時にこれを取り戻す手段が示されていない。当事業年度に公益目的取得財産残額がマイナスであっても、翌事業年度にそれ以上の寄附金があればマイナスは解消される。寄附金の入金が間に合わない場合に、まずは借入金等で事業を行うことを認めるべきである。</p>	<p>されるため、同規則第 48 条に従い毎年適切に公益目的取得財産残額に準ずる額が算定されていれば、同規則第 49 条により改めて控除するものではないという趣旨です。</p> <p>実際に公益認定の取消し等があり、公益目的取得財産残額が実態以上に増額又は減額されていることが判明した場合には、認定法施行規則第 50 条に従って適正な額に調整することになります。</p>
<p>反対する理由</p> <p>1. 今回の「規則の一部を改正する内閣府令」は、「改革後の手法に全法人が移行するまでの間、別表Hに係る見解は統一する必要があることから、別表Hの算定上、公益目的増減差額及び公益目的取得財産残額は、いずれも「零を下回る場合は零」とすることを明確化するための府令改正を行う」とする。つまり公益目的事業会計の赤字額について、他会計からの繰り入れ収入起票の有無に関わらず、公益目的増減差額の零未満は零とするとの従来の行政指導の根拠法規として、認定法施行規則 26 条 8 項及び同 48 条を引用することには、解釈上両論があることを認め、規則 48 条を改正し明確化しようという意図と窺える。</p>	<p>今回の府令改正は、公益法人の主たる目的である公益目的事業の実施に当たり、恒常的・恣意的に法人会計等から公益目的事業費を支出することで、公益目的取得増減差額の赤字を増加させることによる不公正を防止することを目的としています。</p> <p>毎事業年度における公益目的取得財産残額の把握については、今後の制度改革において、実際に使用する機会が限られ、難解で作成に手間がかかる別表Hを用いた公益目的取得財産残額の算</p>

しかし、そもそも論として、公益目的事業会計の赤字額を他会計からの収入で埋めたとし、結果的に公益目的増減差額は毎事業年度中(認定取消し前最終提出年度を除く)は絶対的にマイナスにはならないという考え方は、認定法30条2項3号に違反するのではないかという根本論議を無視し、規則(本案)で合法性らしきものを作りだすに過ぎず、到底許容できるものではない。

認定法30条2項3号の趣旨は、認定法18条に規定する公益目的事業財産以外の財産を使用してまで、公益目的事業を実施した場合に、認定取消し時における他への贈与財産からその累計額を控除するのが公正であるという考え方に基づくものである。しかるに、「改革後の手法に全法人が移行するまでの間」の「混乱」を避けるためと称し、予め新しい規則だけは先行して制定し、強引に零未満を零とする違法行為にも等しい現在の行政指導を規則で治癒しようという行為としか考えられない。

2. 政府案説明は、「なお、実際に認定取消しとなった場合には、認定法施行規則第49条及び第50条に基づき認定取消しの場合における公益目的取得財産残額を算定する」と説明している。

認定取消しとなった場合の公益目的取得財産残額の計算を規定する規則49条は、認定取消し前における最終提出事業年度末日における公益目的増減差額に、公益目的保有財産を加算した額を公益目的取得財産残額と規定し、この額が零未満の場合は零としているが、改正規則案が施行されると、最終提出の公益目的増減差額も当然改正規則に従って零未満になる。また、公益目的保有財産の帳簿価格も零未満になることもあり得ない。そしてこれらの合計額である公益目的取得財産残額が零未満になることも考えられない。

つまり、この規則49条は、毎事業年度における公益目的増減差額や公益目的取

定に替えて、①公益目的事業財産や公益目的取得財産残額概念・定義を再整理、②公益目的事業会計の区分経理を徹底、③取消し時点の財務諸表等から公益目的取得財産残額を算定できるよう、明確化・簡素化する方向で検討を進めます。

実際に公益認定の取消し等があり、公益目的取得財産残額が実態以上に増額又は減額されていることが判明した場合には、認定法施行規則第50条に従って適正な額に調整することとなります。

<p>得財産残額が、零未満もありうることを前提にして、最終的に贈与すべき財産は零以上であることの取扱いに疑義が生じないよう零と規定しているので、改正規則案はこの規則49条と矛盾する。</p> <p>3. このように認定法30条や規則49条、同50条は、認定取消し前各事業年度における公益目的増減差額や公益目的取得財産残額がマイナスになり得ることを想定しているにもかかわらず、規則48条だけを改正したとしても、認定法30条に違反し、規則49条と矛盾することとなる。従って、これらに違背する規則を新たに制定することになり反対するものである。</p> <p>毎事業年度の公益目的増減差額及び公益目的取得財産残額の計算において、百歩譲って「両論がある」としても、まともな審議をせず、いきなり一方の考え方により「別表Hに係る見解は統一する必要がある」として、性急に改正規則を制定することには強く反対せざるを得ない。今回の提案はすべからく一旦撤回され、公益認定法30条の趣旨と解される「公益目的事業財産以外の財産をつぎ込んでまで公益目的事業を遂行した」ことに対する法制度の配慮、並びに、同規則26条、規則48条、49条、50条の手続き規定の、法30条に対する整合性を総合的に検討し、結論を出していただきたい。なお、この検討は会計上の側面だけでなく、法律上の問題であることを認識され慎重に検討していただきたい。</p>	
<p>【公益目的保有財産として保有する金融資産の時価が上がる（＝評価益が出る）と、公益目的保有財産に出入りが無くても当該事業年度の公益目的保有財産額（別表H（1）21欄）がその分大きくなり、そのことが19欄→20欄に反映され、結果1欄はその分マイナスになる。】</p> <p>上記事象については、別表H（1）上に「時価法を適用する金融資産を公益目的保有財産として保有している場合、公益認定取消しの際には上記1欄の数字に、当該資産の</p>	<p>お示しいただいた事例等について、今後の制度運用に当たり参考にさせていただきます。</p> <p>実際に公益認定の取消し等があり、公益目的取得財産残額が実態以上に増額又は減額されることが判明した場合には、認定法施行規則第50条に従って適正な額に調整することとなります。</p>

<p>取得時の価額（公益認定時の時価）と当該事業年度末の時価との差額を加減したものが当該事業年度末日の公益目的増減差額になります」と注釈が付けられている。また今回の改正の趣旨を説明した文書でも触れられていることから、内閣府内で認識されていることが分かる。しかしながら、それに対して、例外的な措置を取ることが明記されているわけでもない。</p> <p>今回の改正で、保有資産の時価変動によって1欄がマイナスになっているケースにも機械的に「0以上」が適用されてしまうことを危惧している。評価益によるマイナスについては、適用除外とする旨を手引き等に記載し、周知徹底していただきたい。</p> <p>マイナス分の数値を機械的にプラスしてしまうと、将来時価が下がったときに数字の整合性が取れなくなり、公益目的増減差額が大きくなってしまう。0にするためにプラスした分、別表H上では公益目的で保有する現金預金が実際より多いことになってしまうが、貸借対照表上では現金預金がそれよりずっと少なく、公益認定取り消し時に贈与する資金が不足する事態となってしまう。</p>	
<p>「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」に関する意見</p> <p>一般の「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」（以下、改正府令案）について、同施行規則第48条の改正案に対しては、下記理由から反対する。</p> <p>1. 改正の趣旨について</p> <p>内閣府・有識者会議「最終報告」に基づき、令和6年通常国会で制度改正法が上程され、令和7年度から改正法が施行予定であるにもかかわらず、新たな規定に移行するまでの間の措置として、算定方法の明確化を行うものとされているものの、今回の法律改</p>	<p>今回の府令改正は、公益法人の主たる目的である公益目的事業の実施に当たり、恒常的・恣意的に法人会計等から公益目的事業費を支出すること、公益目的取得増減差額の赤字を増加させることによる不公正を防止することを目的としています。</p> <p>毎事業年度における公益目的取得財産残額の把握については、今後の制度改革において、実際に使用する機会が限られ、難解で作成に手間がかかる別表Hを用いた公益目的取得財産残額の算</p>

正により、法人によっては事務的に大きな変更作業が必要となる一方、有識者会議の結論によっては、すべての法人において大変更を伴う作業が必要となることも考えられ、別表Hの作成をめぐって様々な解釈や見解がみられるこの段階で施行規則を改正することは、不公平な状態を是正するどころか、かえって実務上の混乱を招きかねず、あえて行うべき改正かどうかはなはだ疑問である。

2. 認定法第30条をめぐる解釈の統一について

認定法第30条第2項第3号では、公益目的事業財産以外の財産を公益目的事業を行うために費消した財産の額は、公益目的取得財産残額から控除することが、明瞭に規定されている。

この認定法第30条は、公益目的事業財産以外の財産を、公益目的事業会計で一時的に借用乃至は使用した場合には、その額を公益目的事業財産残額から「控除」するための規定と考えられるものである。

公益目的事業会計の赤字額を他会計からの収入で埋めたとし、結果的に公益目的増減差額は絶対的にマイナスにはならないという考え方は、認定法第30条第2項第3号に違反するのではないかという根本論議を無視し、改めて施行規則（本改正府令案）で合法性らしきものを作りだすに過ぎず、許容できるものではない。「改革後の手法に全法人が完全に移行するまでの間、別表Hに係る見解は統一する必要がある」とはしているものの、予め新しい規則だけは先行して制定し、公益目的事業に係る赤字補填分を公益目的事業の収入として「概念・定義を再整理」するための布石となるのではないかと憂慮するものである。

3. 「公益目的増減差額がマイナスの場合はゼロ」とすることについて

定に替えて、①公益目的事業財産や公益目的取得財産残額概念・定義を再整理、②公益目的事業会計の区分経理を徹底、③取消し時点の財務諸表等から公益目的取得財産残額を算定できるよう、明確化・簡素化する方向で検討を進めます。

実際に公益認定の取消し等があり、公益目的取得財産残額が実態以上に増額又は減額されていることが判明した場合には、認定法施行規則第50条に従って適正な額に調整することとなります。

「当該事業年度の末日における公益目的増減差額（その額が零を下回る場合にあっては、零）」とされているが、この考え方には賛成しかねる。

公益目的取得財産残額は、基本的には公益目的保有財産を含む公益目的事業財産の残額に相当し、公益法人が取得した全ての公益目的事業財産から公益目的事業のために費消・譲渡した財産を除いた残高である。したがって、この費消・譲渡した財産を除くために算出されるのが「公益目的増減差額」であり、当然ながら、プラスの数値だけでなくマイナスの数値もありうる。

特に、今回改正に依って問題となるのは、例えば、コロナ禍下でも見られたように外部から借入金をし、公益目的事業費（例えば人件費）に充当した場合、公益目的事業会計の純資産額はマイナスであることから、H表の「公益目的増減差額」も、マイナスにならざるを得ない処、今回の府令改正に依り「ゼロ」となる。次年度以降の借入金返済額は、「公益目的増減差額」の増加要素（例えば、寄付金増）から捻出することになるが、H表の「公益目的増減差額」上は、上記改正前のマイナス分の解消分とならずに、改正後はゼロからの増加分となり、このことは、当該年度の人件費を次年度以降の寄附金増で賄ったに過ぎない事象が「公益目的増減差額」の増加と認識されることを意味し、ひいては、公益目的取得財産残額の過大算定になってしまうのではないだろうか。

4. 認定法施行規則第 49 条との関係について

認定取消しとなった場合の公益目的取得財産残額の計算を規定する認定法施行規則第 49 条は、認定取消し前最終提出の公益目的増減差額に公益目的保有財産を加算した額を公益目的取得財産残額（零未満の場合は零）と規定している。つまり、この同施行規則第 49 条は、毎事業年度における公益目的増減差額や公益目的取得財産残額において、マイナスもありうることを前提にしていると考えられる。これは、毎事業年度の公

<p>益目的増減差額や公益目的取得財産残額の計算においてマイナスを認めない場合、最終提出の公益目的増減差額が零未満になることや、公益目的保有財産の帳簿価格も零未満になることもあり得ず、この同施行規則第 49 条は空文化することになる。</p> <p>認定法第 30 条や同施行規則第 49 条が公益目的増減差額や公益目的取得財産残額のマイナスを想定しているにもかかわらず、これらに違背する規則を新たに制定することは制度上、矛盾が生じ、さらなる混乱を生じさせることを危惧するものである。</p> <p>以上</p>	
<p>提案者は、毎年度、みなし寄附の限度額いっぱいまでという公益目的事業の赤字がなくなる最大まで振替をすべきだし強制できると考えているのかもしれませんが。</p> <p>実際には、収益事業等の収益によってやりくりして公益目的事業を賄おうという意欲を削いで、公益目的事業の縮小につながるのではないのでしょうか。</p> <p>有識者会議での議論を受けての改正案ができるまでのつなぎとしての法改正ということのようですが、本来、改正案を作って対応すべきでしょう。</p> <p>概要では、公益目的事業会計の赤字は持続的に増大すると書かれていますが、なぜでしょうか。そういう場合もあるでしょうけれど、公益目的事業の年度ごとの収支変化は当然にあることで、持続的な赤字の増大が必然ではないでしょう。</p> <p>また、概要では、事例として公益目的事業への寄附を解散時に意図的に持ち逃げするようなことが書かれていますが、この問題への対処をするためには、善意の寄附者と悪意の寄附者を分け、悪意の寄附者の場合には税務当局が公益目的の寄附と認めなければいいでしょう。善意の寄附者の場合にはまさにそういう持ち逃げがないようにマイナスの公益目的事業会計の数字が公表される必要があると言えるし、少なくとも大口寄附者に赤字や解散予定を告げずに一社や一財に残すことを目的として寄附を得るとすれば、</p>	<p>今回の府令改正は、公益法人の主たる目的である公益目的事業の実施に当たり、恒常的・恣意的に法人会計等から公益目的事業費を支出することで、公益目的取得増減差額の赤字を増加させることによる不公正を防止することを目的としています。</p> <p>毎事業年度における公益目的取得財産残額の把握については、今後の制度改革において、実際に使用する機会が限られ、難解で作成に手間がかかる別表Hを用いた公益目的取得財産残額の算定に替えて、①公益目的事業財産や公益目的取得財産残額概念・定義を再整理、②公益目的事業会計の区分経理を徹底、③取消し時点の財務諸表等から公益目的取得財産残額を算定できるよう、明確化・簡素化する方向で検討を進めます。</p>

<p>詐欺罪が成立する可能性もあるのでしょうか。</p> <p>なお、同様のことは認定特活でもあり得るでしょうから、公益法人だけが突出するのもおかしい話のように思います。</p> <p>有識者会議における議論を踏まえた前向きな改革とは考えられない改正案だと思います。</p>	<p>なお、認定特定非営利活動法人について、取消しに際して公益目的取得財産残額の贈与と同様の規定はありません。</p>
<p>認定法施行規則第 48 条（各事業年度の末日における公益目的取得財産残額）の改正について</p> <p>（1） 今回の改正案では、毎事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定するにあたって用いられる当該事業年度の公益目的増減差額は、マイナスとなる場合はゼロに置き換えねばならないことを明記している。</p> <p>改正の趣旨には、公益目的増減差額がマイナスであってはならない理由として 2 つの事項が挙げられている。</p> <p>1 つ目は、現実社会では、法人会計から公益目的事業会計に資金を振替えて公益目的事業に使用している法人と、振替えることなくマイナスを累積している法人が混在しているが、マイナスを容認することは公益目的事業の実施のために寄附をした寄附者の意向と反するもので、不公正な結果をもたらす可能性があるというものである。</p> <p>2 つ目は、公益目的増減差額がマイナスとなる場合が恒常化している場合に法人会計から直接公益目的事業費を支出することは、返済が見込めない贈与なのであって、公益目的事業財産は公益目的事業に使用・処分しなければならないという認定法第 18 条の趣旨を没却するものであるといわれる。</p> <p>（2） 列挙されているこの 2 つの理由の説得性については疑問が残る。</p>	<p>今回の府令改正は、公益法人の主たる目的である公益目的事業の実施に当たり、恒常的・恣意的に法人会計等から公益目的事業費を支出することで、公益目的取得増減差額の赤字を増加させることによる不公正を防止することを目的としています。</p> <p>毎事業年度における公益目的取得財産残額の把握については、今後の制度改革において、実際に使用する機会が限られ、難解で作成に手間がかかる別表Hを用いた公益目的取得財産残額の算定に替えて、①公益目的事業財産や公益目的取得財産残額概念・定義を再整理、②公益目的事業会計の区分経理を徹底、③取消し時点の財務諸表等から公益目的取得財産残額を算定できるよう、明確化・簡素化する方向で検討を進めます。</p> <p>実際に公益認定の取消し等があり、公益目的取得財産残額が実態以上に増額又は減額されていることが判明した場合には、認定法施行規則第 50</p>

<p>1つ目の理由で挙げられているように、マイナスを容認することは寄付者の意向に反するのであろうか。寄付者の意向を反映して公益目的事業を実施しても、結果としてマイナスは生じる場合はあるのではなかろうか。</p> <p>2つ目の理由として挙げられているマイナスが恒常化している場合というのは、どちらかというと例外的事例を前面に出されているように見える。数年内に精算できる法人会計等から公益目的事業会計への資金の融通までを一律に贈与と決めつける解釈は説得的ではない。</p> <p>また、公益目的保有財産がある場合には、最終的にはそれもマイナス分返済財源に出来るのではあるまいか。</p> <p>(3) 以上から、公益目的増減差額は「マイナスの場合はゼロ」との解釈ではなくて、条件を付けて「マイナスも併存」させていただくよう要望する次第です。</p> <p>(4) 次に公益目的取得財産残額は、最終的に他の公益法人等へ贈与する財産額であり、ゼロ以上の概念であることに異論はありません。</p>	<p>条に従って適正な額に調整することとなります。</p>
<p>府令改正案に以下の理由から反対します。</p> <p>改正案の内容は「定期提出書類の手引き」P55に記載の変更内容を反映したものと理解していますので、改正案によりH表を計算すると以下の不合理な事例が発生することから反対します。</p> <p>不合理な事例は下記以外にも考えられますが3つのケースを示します。</p> <p>また理解に資するよう数字を使った設例は別途郵便（※内閣府注：別紙として末尾に掲載。）にてお送ります。</p> <p>不合理的事例 1</p>	<p>お示しいただいた事例等について、今後の制度運用に当たり参考にさせていただきます。</p> <p>実際に公益認定の取消し等があり、公益目的取得財産残額が実態以上に増額又は減額されていることが判明した場合には、認定法施行規則第50条に従って適正な額に調整することとなります。</p>

公益目的事業会計において損失（収支不足）が生じた場合に法人会計から借入れを行って資金繰りを回す場合に、

A ある年度に収支不足を法人会計借入金で賄い、後年度に法人会計から借入金相当額の他会計振替（いわば法人会計からの寄付）を受ける場合には、改正案に従うと認定取消時の贈与額（24 欄公益目的取得財産残額）が公益目的事業会計で保有する資産の額を超過する。

B ある年度に収支不足が生じても、当該年度に法人会計から他会計振替を受けて収支不足に対応する場合には認定取消時の贈与額に不合理な点は生じない。

すなわち、法人会計から他会計振替を受けるタイミングの相違によって贈与額が異なることは論理的ではない。

不合理的事例 2

外部借入金を利用して固定資産（公益目的保有財産）を取得する場合に、H 表では公益目的保有財産の当年度末と前年度末の差額を 19 欄に記入（費用計上）することから、1 欄公益目的増減差額がマイナスになる。改正案ではこのマイナスをゼロと扱うために、耐用年数が経過して資産価値がゼロ、借入金残高がゼロになっても、認定取消時の贈与額は固定資産の取得価額相当額が計上されたままとなるのは不合理である。

不合理的事例 3

損失（収支不足）が生じた時に未払金をもって資金繰りを成立させた場合に、

A 公益目的「保有」財産を取り崩して未払金を支払う場合には、公益目的取得財産残額として公益目的事業会計が保有する資産の額を超過する額が算出される。

B その法人が後年度に公益目的「事業」財産をもって未払金を支払う場合には不合

理は生じない。

Aが生じることは不合理である。またどの資産をもって支払うかによって結果が異なることは論理的ではない。

補論1 収支相償から1欄のマイナスが不可避であるが、その資金をどのように手当するかは恒常的な課題である。

2 「概要」の「法人会計から直接、公益目的事業費として支出している」という表現は、貸借対照表内訳表は必須ではなく、部門別会計を原則としているから適切な表現ではない。

1-A. 損失の発生に伴う資金不足を法人会計からの借入れによって賄う→ **後年に**他会計振替で資金不足をカバーする場合には不合理が生じる

	公益	法人
収益	500	
費用		
損益	500	

公益		法人	
資産	負債・正味	資産	負債・正味
固定資産	500		
		正味	500
預金	500	収益	500
固定資産	500	預金	500

法人		公益	
資産	負債・正味	資産	負債・正味
		正味	500
		預金	500

500の寄附を受け。公益目的保有財産を取得した
 預金 500 収益 500
 固定資産 500 預金 500

1欄 (2+14-20) 公益目的増減差額	0	
2欄 前事業年度の公益目的増減差額	0	
14欄-20欄 収益-費用	0	3欄に500計上される。19欄 (21-22) に500計上される。500-500=0
21欄 当年度末の公益目的保有財産	500	
22欄 前年度末の公益目的保有財産	0	
24欄 (1+21) 公益目的取得財産残額	500	

2年目 費用超過となるが法人会計借りで資金繰りが成立する

	公益	法人
収益	100	50
費用	△110	△20
損益	△10	30

公益		法人	
資産	負債・正味	資産	負債・正味
固定資産	500	法人会計借	10
		正味	490
預金	100	収益	100
費用	100	預金	100
費用	10	法人会計借	10

法人		公益	
資産	負債・正味	資産	負債・正味
預金	20		
公益会計貸	10	正味	30
預金	50	収益	50
費用	20	預金	20
公益会計貸	10	預金	10

府令改正前 府令改正後

1欄 (2+14-20) 公益目的増減差額	△10	△10→ゼロ	
2欄 前事業年度の公益目的増減差額	0	0	
14欄-20欄 収益-費用	△10	△10	
21欄 当年度末の公益目的保有財産	500	500	
22欄 前年度末の公益目的保有財産	500	500	
24欄 (1+21) 公益目的取得財産残額	490	500	←不合理：固定資産が500で売却できたとして、500を贈与すると法人会計に10を支払うことができない事態となる

3年目 未払金10を支払うために法人会計から他会計振替を受ける

	公益	法人
収益	70	55
費用	△70	△27
収支相償	0	28
他会計振替	10	△10
損益	10	18

公益		法人	
資産	負債・正味	資産	負債・正味
固定資産	500	法人会計借	0
		正味	500
預金	70	収益	70
費用	70	預金	70
法人会計借	10	他会計振替	10

法人		公益	
資産	負債・正味	資産	負債・正味
預金	48		
公益会計貸し		正味	48
預金	55	収益	55
費用	27	預金	27
他会計振替	10	公益会計貸し	10

府令改正前 府令改正後

1欄 (2+14-20) 公益目的増減差額	0	10	
2欄 前事業年度の公益目的増減差額	△10	△10→ゼロ	
14欄-20欄 収益-費用	10	10	13欄に他会計振替10が計上される
21欄 当年度末の公益目的保有財産	500	500	
22欄 前年度末の公益目的保有財産	500	500	
24欄 (1+21) 公益目的取得財産残額	500	510	←不合理：固定資産は500しかないのに510の贈与が求められる。

1-B. 資金不足となる年度と**同じ年度に**他会計振替を受ける場合→ 不合理が生じない

1年目 上の例と同じ

2年目 資金不足に対応するために法人会計から他会計振替を受ける

	公益	法人
収益	100	50
費用	△110	△20
収支相償	△10	30
他会計振替	10	△10
損益	0	20

公益		法人	
資産	負債・正味	資産	負債・正味
固定資産	500		0
		正味	500
預金	100	収益	100
費用	110	預金	110
預金	10	他会計振替	10

法人		公益	
資産	負債・正味	資産	負債・正味
預金	20		
		正味	20
預金	50	収益	50
費用	20	預金	20
他会計振替	10	預金	10

府令改正前 府令改正後

1欄 (2+14-20) 公益目的増減差額	0	0	
2欄 前事業年度の公益目的増減差額	0	0	
14欄-20欄 収益-費用	0	0	13欄に他会計振替10が計上されて損益はゼロになる
21欄 当年度末の公益目的保有財産	500	500	
22欄 前年度末の公益目的保有財産	500	500	
24欄 (1+21) 公益目的取得財産残額	500	500	←不合理は生じない

2. 外部借入れにより固定資産を取得するケース

1年目

	公益	法人
収益	100	
現金費用	△ 90	
減価償却費	△ 10	
損益	0	

公益

資産		負債・正味	
備品	490	外部借入金	490
		正味	0

法人

資産		負債・正味	

500を借入れて備品を購入。今年度は10返済

預金	500	借入金	500
備品	500	預金	500
預金	100	収益	100
費用	90	預金	90
借入金	10	預金	10
減価償却費	10	備品	10

←借入れは3から13欄に計上されない
 ←固定資産なので公益目的保有財産になる

1欄 (2+14-20) 公益目的増減差額	△ 490	△490→ゼロ
2欄 前事業年度の公益目的増減差額	0	0
14欄-20欄 収益-費用	△ 490	△ 490 ←19欄 (21-22) に490
21欄 当年度末の公益目的保有財産	490	490
22欄 前年度末の公益目的保有財産	0	0
24欄 (1+21) 公益目的取得財産残額	0	490 ←不合理：490を贈与すると借入金490を返済できない

2年目

	公益	法人
収益	100	
現金費用	△ 90	
減価償却費	△ 10	
損益	0	

公益

資産		負債・正味	
備品	480	外部借入金	480
		正味	0

法人

資産		負債・正味	

預金	100	収益	100
費用	90	預金	90
借入金	10	預金	10
減価償却費	10	備品	10

1欄 (2+14-20) 公益目的増減差額	△ 480	10
2欄 前事業年度の公益目的増減差額	△ 490	ゼロ
14欄-20欄 収益-費用	10	10 ←10欄 (22-21) に10
21欄 当年度末の公益目的保有財産	480	480
22欄 前年度末の公益目的保有財産	490	490
24欄 (1+21) 公益目的取得財産残額	0	490 ←不合理：490を贈与すると借入金へ返済できない。耐用年数が来ると備品価値がゼロ、借入の返済も終わっても、贈与財産は490のまま。

3-A. 損失の発生に伴う資金不足を未払金により賄う→ 未払金の支払いを公益目的**保有**財産でカバーする場合には不合理が生じる

1年目

	公益	法人
収益	500	
費用		
損益	500	

公益

資産		負債・正味	
固定資産	500		
		正味	500

法人

資産		負債・正味	

500の寄附を受け、公益目的保有財産を取得した

預金	500	収益	500
固定資産	500	預金	500

- 1欄 (2+14-20) 公益目的増減差額 0
 2欄 前事業年度の公益目的増減差額 0
 14欄-20欄 収益-費用 0 3欄に500計上される。19欄 (21-22) に500計上される。500-500=0
 21欄 当年度末の公益目的保有財産 500
 22欄 前年度末の公益目的保有財産 0
 24欄 (1+21) 公益目的取得財産残額 500

2年目 費用超過となるが未払金で資金繰りが成立する

	公益	法人
収益	100	
費用	△ 110	
損益	△ 10	

公益

資産		負債・正味	
固定資産	500	未払金	10
		正味	490

預金	100	収益	100
費用	100	預金	100
費用	10	未払金	10

法人

資産		負債・正味	

府令改正前 府令改正後

- 1欄 (2+14-20) 公益目的増減差額 △ 10 △10→ゼロ
 2欄 前事業年度の公益目的増減差額 0 0
 14欄-20欄 収益-費用 △ 10 △ 10
 21欄 当年度末の公益目的保有財産 500 500
 22欄 前年度末の公益目的保有財産 500 500
 24欄 (1+21) 公益目的取得財産残額 490 500 ←不合理：固定資産が500で売却できたとして、500を贈与すると未払金10を支払うことができない事態となる

3年目 未払金10を支払うために固定資産の一部を現金化する

	公益	法人
収益	70	
費用	△ 70	
損益	0	

公益

資産		負債・正味	
固定資産	490	未払金	0
		正味	490

預金	70	収益	70
費用	70	預金	70
預金	10	固定資産	10
未払金	10	預金	10

法人

資産		負債・正味	

府令改正前 府令改正後

- 1欄 (2+14-20) 公益目的増減差額 0 10
 2欄 前事業年度の公益目的増減差額 △ 10 △10→ゼロ
 14欄-20欄 収益-費用 10 10 10欄 (22-21) に10計上される
 21欄 当年度末の公益目的保有財産 490 490
 22欄 前年度末の公益目的保有財産 500 500
 24欄 (1+21) 公益目的取得財産残額 490 500 ←不合理：固定資産は490しかないのに500の贈与が求められる。

3-B. 損失の発生に伴う資金不足を未払金により賄う→ 未払金の支払いを公益目的**事業**財産でカバーすれば不合理は生じない

1年目	公益	法人
一般の部		
収益	0	
費用		
損益	0	
指定の部		
収益	500	
振替		
次期繰越	500	

公益			
資産		負債・正味	
預金(6号)	500		
		正味	500

法人			
資産		負債・正味	

500の寄附を受けた
 預金(6号) 500 収益 500

1欄(2+14-20) 公益目的増減差額 500
 2欄 前事業年度の公益目的増減差額 0
 14欄-20欄 収益-費用 500 3欄に計上されるため
 24欄(1+21) 公益目的取得財産残額 500

2年目 費用超過となるが未払金で資金繰りを賄う

	公益	法人
一般の部		
収益	100	
振替	10	
費用	△110	
損益	0	
指定の部		
前期繰越	500	
振替	△10	
次期繰越	490	

公益			
資産		負債・正味	
預金(流動)	10	未払金	10
預金(6号)	490	正味	490
預金	100	収益	100
費用	100	預金	100
費用	10	未払金	10
振替	10	収益	10

法人			
資産		負債・正味	

1欄(2+14-20) 公益目的増減差額 490 490 ←1欄がマイナスにならないため府令の改正の影響はない
 2欄 前事業年度の公益目的増減差額 500 500
 14欄-20欄 収益-費用 △10 △10
 24欄(1+21) 公益目的取得財産残額 490 490

3年目 未払金を手許の預金から支払う

	公益	法人
一般の部		
収益	70	
費用	△70	
損益	0	

公益			
資産		負債・正味・正味	
預金(6号)	490	未払金	0
		正味	490
預金	70	収益	70
費用	70	預金	70
未払金	10	預金	10

法人			
資産		負債・正味	

1欄(2+14-20) 公益目的増減差額 490 490
 2欄 前事業年度の公益目的増減差額 490 490
 14欄-20欄 収益-費用 0 0
 24欄(1+21) 公益目的取得財産残額 490 490 ←認定取消時に問題は生じない